

改正案の概要

令和4年6月1日に施行される犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録等の義務化に伴い、マイクロチップを装着する者等、並びにマイクロチップの装着・登録証明書の記載事項等及びそれらの様式、狂犬病予防法の特例で市町村長に通知される事項等について、動物愛護管理法施行規則に新たに定めるもの。

●主な規定

- ①マイクロチップの装着
 - マイクロチップを装着できる者、マイクロチップの規格、マイクロチップを装着できない事由
- ②マイクロチップ装着証明

証明事項(犬猫の名、品種、性別、MC装着日、装着者名等)及び様式、再交付

- ③マイクロチップの取り外しできる例外事例
- <u>④装着したマイクロチップ情報の登録</u>

登録事項(識別番号、登録者名、犬猫の名、品種、性別、狂犬病予防法登録番号等)、登録証明事項及び様式、再交付、登録事項の変更

⑤狂犬病予防法の特例

指定登録機関から市町村長への通知事項(登録者名、犬猫の名、品種、性別、狂犬病予防法登録番号等)

- ⑥死亡等の届出
- ⑦その他(情報提供等)

動物愛護管理法施行規則の改正の概要

- ●第59回動物愛護部会の資料1-4からの主な修正箇所
 - ロ (2)マイクロチップの装着証明書:1. ⑪

マイクロチップを装着した獣医師(マイクロチップの装着について**指示をした獣 医師がいる場合にあっては、当該獣医師を、愛玩動物看護師がマイクロチップを 装着した場合にあっては、当該**愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。 3. において同じ。)の氏名

- 民間事業者が実施しているマイクロチップ情報登録事業では、獣医師による装着証明書は、(勤務) 獣医師を指示した監督的立場の獣医師(例:院長)の氏名を記載して運用している場合がある。
- 同運用を踏襲し、現場で混乱が生じないようにするため、愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師だけではなく、(勤務)獣医師に対して指示をした獣医師も含むこととした。
- □ (4)登録等:2. ⑤

登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合にあっては、第一種業種別登録番号、第二種動物取扱業者である場合にあっては第二種業種別登録番号

• 第二種動物取扱業は届出制であり、登録番号がないため削除した。

動物愛護管理法施行規則の改正の概要

- ●第59回動物愛護部会の資料1-4からの主な修正箇所
 - ロ (6) 狂犬病予防法の特例:1. 新設
 - ④変更登録の場合にあっては、変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)
 - ロ (6) 狂犬病予防法の特例:2. 新設
 - ⑤登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)
 - 狂犬病予防法施行規則において、所有者の変更や登録事項の変更の際に、「変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)」も届け出ることが規定されている。
 - 改正動物愛護管理法第39条の7に基づく狂犬病予防法の特例において、市町村に通知される事項が狂犬病予防法に基づく届出に必要な事項を担保する必要があるため、規定した。
 - ●参考1:狂犬病予防法施行規則

(登録事項の変更の届出)

第九条 法第四条第四項又は第五項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 所有者の氏名及び住所
- 二 登録年度及び登録番号
- 三 変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

動物愛護管理法施行規則の改正の概要

●第59回動物愛護部会の資料1-4からの主な修正箇所

- 口 (8)情報の提供:新設
 - 2.環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に関して必要な情報の提供を行うものとする。
 - 狂犬病発生時の発生地域の防疫のため、その地域の犬の所有者情報を把握する必要があるとの厚生労働省からの要望があった。
 - 法令において情報の提供をするための根拠を担保する必要があるため規定した。

ロ 新設:犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録

マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。

- マイクロチップが装着された犬又は猫であって、登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、改正動物愛護管理法第39条の5第1項第1号及び第2号いずれにも該当しないため、登録ができない。
- 改正動物愛護管理法に基づく登録をするための根拠を規定した。

マイクロチップ装着済みで登録を受けていない犬猫を取得した場合

- ●犬猫等販売業者:改正動物愛護管理法第39条の5第1項第2号に該当する。
 - ●該当条文:改正動物愛護管理法 (登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、<u>当該各号に定める日から三十日を経過する日</u>(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

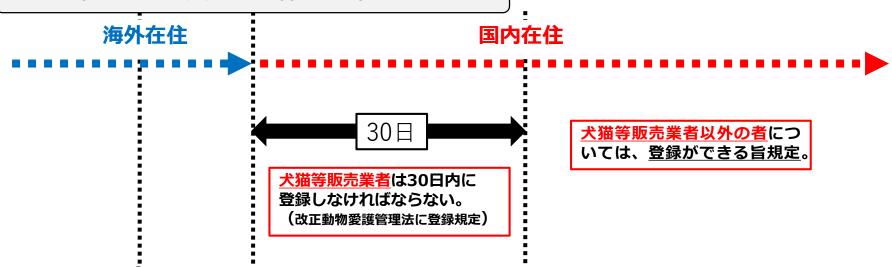
- ー 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日
- <u>ニ マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 当該犬又は猫を取得した日</u>
- ●犬猫等販売業者以外の者:法第39条の26の規定に基づき省令で規定することとした。

根拠条文: 改正動物愛護管理法

(環境省令への委任)

第三十九条の二十六 この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関し必要な事項については、環境省令で定める。

例:海外でマイクロチップを装着し、日本に入国した場合



|施行日後 | MC装着 日本入国